

貯金はこの夏がチャンス!

JA碓氷安中 サマーキャンペーン 2026

実施
期間

令和8年 6月1日(月) ▶ 令和8年 8月31日(月)

定期貯金
契約期間1年 契約額20万円以上

組合員限定 特別金利

— 当日組合員に加入できます。 —

出資金残高 100万円以上

11.0%

適用
金利

[税引き後 0.876%]

出資金残高 10万円以上100万円未満

適用
金利 **0.80%**

[税引き後 0.637%]

出資金残高 10万円未満

適用
金利 **0.50%**

[税引き後 0.398%]

ニューマネー限定 ニューマネーとはJA碓氷安中以外(他金融機関等)から新たにお預けいただく資金です。

※当組合利用の定期積金満期金、共済満期金、農産物・年金・給振口座からの資金については受入可能となります。
※金利情勢等に变化があった場合については、取扱いを変更または中止する場合があります。
※書替継続や解約しての受入れは、キャンペーン受入の対象外となります。

JA碓氷安中 サマーキャンペーン2026

実施
期間

令和8年 6月1日(月) ▶ 令和8年 8月31日(月)

(2026年6月1日現在)

商品概要

ご利用 頂ける方	○当JAの組合員				
対象商品	○スーパー定期貯金<単利型>(ATM受入は除く)				
期 間	○定型方式 1年(自動継続取扱い)				
預入方法	○一括預入	預入金額	○20万円以上	預入単位	○1円単位
利 息	適用金利	○出資金残高100万円以上の方 1.10% ○出資金残高10万円以上100万円未満の方 0.80% ○出資金残高10万円未満の方 0.50% ○預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ○自動継続後は、継続時の約定利率(店頭表示金利)を適用します。			
	税 金	○個人 / 20.315%(国税15.315%、地方税5%)*の分離課税となります。 ○法人 / 総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。			
中途解約時の 取扱い	○満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。				
貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。				
苦情処理 措置および 紛争解決 措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所または金融共済部(電話:027-382-1134)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 群馬弁護士会(紛争解決センター) 電話:027-234-9321 東京弁護士会(紛争解決センター) 電話:03-3581-0031 第一東京弁護士会(仲裁センター) 電話:03-3595-8588 第二東京弁護士会(仲裁センター) 電話:03-3581-2249 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ○現地調停 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ○移管調停 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。				
そ の 他	○マル優のお取扱いは出来ません。 ○他のキャンペーンとの併用は原則出来ません。 ○詳しくはお近くの支所までお問い合わせください。				



JA碓氷安中の
組合員になりませんか?



加入
条件

- 出資金1,000円以上(一口:1,000円)
- JA碓氷安中管内にお住まいの方、お勤めの方等。
- 継続してJAの事業を利用いただける方。

※詳しくは、各支所へご相談ください。